

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



軽自動車の廃車・譲渡などの手続きをお忘れなく
 軽自動車(原付、自動二輪、軽二輪、軽四輪、小型特殊)税種別割は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。お持ちの軽自動車を売却・廃車したとき、または住所等の変更があったときは、必ず次の届出場所が必要なる手続きを行ってください。手続きを行わないと軽自動車税種別割が課税されたり、お手元に納税通知書等が届かないなどトラブルの原因となります。なお、これらの手続きを業者など他の方に依頼した場合、確実になされ

軽自動車の異動(取得・廃車・譲渡)届出先

種別	届出場所
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	役場 税務課 ※届出者の本人確認ができるもの (マイナンバーカード・免許証等)が必要です。
軽四輪	軽自動車検査協会愛知主管事務所 名古屋市港区いろは町2丁目56番1 ☎ 050 (3816) 1770 HP https://www.keikenkyo.or.jp
軽二輪 (125cc超) 自動二輪 (250cc超)	中部運輸局愛知運輸支局 名古屋市中川区北江町1丁目1番地の2 ☎ 050 (5540) 2046 HP https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/

ているかどうかを確認してください。

注意 売却・譲渡・盗難等で現在所有していなくても、手続きをしないと登録された状態のままとなり、課税の対象となります。
問合せ先 役場 税務課
 内線 175・176

軽自動車検査協会からのお願い
 (軽自動車の名義変更・廃車の届出について)
 毎年3月は軽自動車税(種別割)申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑します。
 このため、名義変更および廃車の届出は3月中旬頃までに済ませるようお願いいたします。
 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、マスクの着用、手指のアルコール消毒、適切な距離を保ち3密の回避に努めるようご協力ください。

名義変更、廃車等の手続きについては、軽自動車検査協会のホームページからご覧いただけます。届出手続き等のお問合せは軽自動車検査協会愛知主管事務所までお願いします。
問合せ先 軽自動車検査協会愛知主管事務所
 ☎ 050(3816)1770

「広報おおはる」・「おおはる議会だより」をスマートフォンアプリで配信中

「広報おおはる」・「おおはる議会だより」をスマートフォンの無料アプリ「マチイロ」で配信しています。下記の2次元コードからダウンロードできます。ぜひご利用ください。



マチを好きになるアプリ



- 自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん!
- 1 役立つ行政情報を見逃さない!
 - 2 自分に合わせた情報が届く!
 - 3 いろいろなマチの魅力をお届け!

※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。
 ※広告が表示されますが、町とは一切関係ありません。

問合せ先 役場 企画課 内線163

